

# 中野区立平和の森小学校「いじめ防止基本方針」

中野区立平和の森小学校

校長 山崎 義弘

## 1 はじめに

中野区立平和の森小学校は、「いじめ防止対策推進法」「中野区いじめ防止等対策推進条例」「中野区いじめ防止基本方針」を踏まえ、被害を受けた児童が「いじめ」と感じたら、「いじめ」であるという基本的な姿勢をもち、児童の側に立った共感的な理解の側面から「いじめ」の認識をもつことが必要であるとの考えのもとに、「いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校におけるいじめ対応の組織の編成を行う。

## 2 いじめ防止基本方針策定のねらい

中野区立平和の森小学校は、人権尊重の理念に基づき、本校に在籍する全ての児童が、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的に「いじめ防止基本方針」を策定する。

## 3 いじめ防止に向けての基本姿勢

- (1) いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速に誠実に、組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。

### いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (2) 被害を受けた児童が「いじめ」と感じたら「いじめ」であるという基本姿勢は変わらずもつ。
- (3) いじめ解決について、いじめの加害児童、被害児童や周りの児童全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって、判断する。
- (4) いじめは、どの児童にも起こりうるという認識で、絶対にいじめを放置、助長せず未然防止に取り組む姿勢を、全教職員で共有する。

## 4 いじめ対応への基本的な考え方

- (1) いじめを許さない雰囲気作り

教職員への研修、児童への指導、保護者への啓発等を通して、学校の全教育活動の中で、意図的・計画的・組織的にいじめを許さない雰囲気を作る。年度初めに「いじめ防止基本方針」を全教員で確認するとともにいじめを発見したときの対応例を示して共通理解を図る。

- (2) 温かい人間関係作り

全校朝会での一斉指導、日々の授業のみならず、朝の会や帰りの会などで友達のよさを認め、高める指導を行い、温かい人間関係を作る。道徳教育を充実させ、思いやりの心を育てていく。

(3) 早期発見の徹底

児童の心のサインを見逃さず、早期発見、早期対応を図る。日々、児童同士、児童と教師のコミュニケーションを充実させ、行動観察を通して実態把握に努める。

(4) 教員の指導力の向上及び組織的対応

いじめ防止、いじめの解決に向けて、適切な対応ができるように、教員の指導力を高める。そのために、職員会議等を活用し、意図的・計画的に研修を行う。教員個人による対応に頼るだけでなく、校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、心の教室相談員等も含めた学校全体による組織的な対応を図る。

(5) 「ネット上へのいじめ」への対応

インターネットを介して行われるいじめに対しては、セーフティ教室などの場で、関係機関と連携して、情報収集や対応、指導に努めるとともに、情報モラル教育の充実を図り根絶を目指す。併せて、「平森小 SNS ルール」の徹底を図る。

(6) 家庭・地域社会及び関係機関との連携

いじめ防止を効果的にすすめるため、家庭や地域と連携し、学校と一体となって指導を行っていく。そのため、年度初めの保護者会では、「いじめ防止基本方針」を示し、いじめ防止に対する学校の取組について説明し保護者の理解と協力を求める。また道徳授業地区公開講座、保護者会、PTA 講演会等を活用して啓発や情報交換を行う。

5 いじめ防止等行う組織「平和の森小学校いじめ対策委員会」の設置

校長、副校長、生活指導主任、生活指導部員、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、心の教室相談員からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織、「平和の森小学校いじめ対策委員会」を設置し、日頃より学校生活における児童の様子の把握、情報共有に努める。月1回の定例会といじめアンケート集計後に委員会を行う。

6 重大事態への対処と教育委員会や関係機関との連携

- (1) いじめにより児童の生命、心身または財産に被害が生じた疑いや、欠席を余儀なくされている疑いがあるなどの事態が発生した場合は、速やかに中野区教育委員会に報告する。
- (2) いじめにより心身に著しい被害が生じた場合は、中野区教育委員会、中野区教育相談室、中野区子ども家庭支援センター、東京都中野児童相談所、CA スクールロイヤー等、関係機関と連携して対応する。
- (3) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われる場合、野方警察署と連携して対応する。
- (4) 重大事態と判断した場合、児童アンケートを取り、実態把握に努めてから迅速・誠実に対応する。

7 具体的な取組計画

(1) 未然防止のための取組

- ① 5月からスクールカウンセラーによる、第5学年児童の全員面接を行うことで、交友関係の悩み等を把握し、未然防止に努める。

- ②新年度の職員会議で、「いじめ防止研修」を企画し、いじめの定義や本校「いじめ防止基本方針」についての共通理解を図る。
- ③6月のふれあい月間では、「学校シート」を活用し、児童にアンケートを取り、友達関係や学校生活への不安などについて担任が把握し、個人面談、グループ面談を実施する。
- ④9月の道徳授業地区公開講座を活用し、思いやりを重点にした道徳授業を展開し、思いやりの心を育てる。
- ⑤6月、2月の読書週間において、読書を推進するとともに、心温まる話を紹介することで豊かな心を育てる。
- ⑥全校朝会や学年集会等で、日常的に「いじめは絶対に許されない」ということを伝え、学校全体で共有する。
- ⑦全校朝会や朝や帰りの会、授業の終末等において、友達のよいところを発表する機会を設けることで、共感的な人間関係を育てる。
- ⑧後期学校評価の際、「いじめ防止対応について」のテーマを設け、課題と成果について教職員個々が振り返り、本校としての課題を明確にし次年度の取組に生かす。

## (2) 早期発見のための取組

- ①日常的な観察を行い、児童の様子に目を配る。表情、態度、身体、服装、持ち物、金銭、言葉遣い、行動などに注意する。個人のノートや生活ノート、日記等から交友関係や悩みを把握する。
- ②7月、12月の個人面談を活用し、児童の悩み、交友関係を把握し、保護者との連携を図る。
- ③ふれあい月間、中野区教育委員会からのアンケートの他、2か月に1回ずつ区の質問項目に準ずるアンケートを実施し、いじめの把握に努める。
- ④セーフティ教室、学級活動の情報モラル教育の指導から、インターネットを介したいじめへの指導に努める。
- ⑤毎週木曜日に行う、教職員による生活指導夕会において、いじめの発生、危惧される案件について報告し、具体的な手だてを検討し早期発見に努める。

## (3) 早期対応の取組

- ①いじめが発生した場合、「平和の森小学校いじめ対策委員会」を開き、対応する。その後、対応の状況を、教職員に報告し、情報を共有することで、全教職員で組織的な対応を図る。
- ②加害者・被害者から、担任、学年主任、生活指導主任など、複数の教員で事情を聞き取り、事実の把握に努め、「いじめ対応マニュアル」に基づいて、迅速・誠実な対応を行う。
- ③いじめが発生し、解決と判断されるまで、時系列で記録を取る。必要に応じて、中野区教育委員会に報告する。

## 8 いじめ防止基本方針の検証

- (1) 学校評価において、いじめ防止の対応について自己評価しその結果を教職員で検討する。
- (2) 「いじめ防止基本方針」について検討する。

- (3) 学校評議員会ならびに学校関係者評価委員会に、学校評価の結果を報告する中で、いじめ防止の取組と成果・課題について報告する。学校評議員、学校関係者評価委員から、評価を受け、改善を行う。